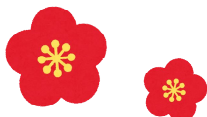


回覧

農業委員会だより

令和6年1月15日発行
指宿市農業委員会



新年のごあいさつ

指宿市農業委員会
会長 蓑田 六雄

2024年の新春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

市民の皆様におかれましては、農業委員会活動に、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に移行されたことにより、本市の経済・社会活動に回復が見られ、各地域のまつりやイベントが再開されるなど、それぞれの地域や市民の暮らしに活力が戻り始めました。また、日本経済も国内消費の拡大やインバウンド需要の増加により、少しずつ回復しつつあります。

しかしながら、未だ終息の兆しが見えないウクライナ危機に加え、イスラエルとパレスチナでの戦闘激化により世界情勢の緊迫化が続き、さらには日米金利差拡大により円安が進み、生産資材価格等が高騰し、農業関係者にとって大変厳しい一年となりました。

その一方、「燃ゆる感動 かがしま国体・かがしま大会」が開催され、全国各地から多くの選手・関係者の皆様をお迎えすることができ、指宿の農畜産物のPRへと繋ぐことができました。

本市農業委員会は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加など、地域農業が抱える課題を背景に、[担い手への農地の集積・集約化]、[遊休農地の発生防止・解消]、[新規参入の促進]の3点を重要事項として「農地利用の最適化」を目指し、日々活動に取り組んでおります。

また、農業委員会は農地を守るだけでなく、地域の良き相談役として、農業者の皆様とともに農業農村の振興・発展に向け、努めてまいりますので、今後とも引き続き農業委員会活動へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ新年のごあいさつとさせていただきます。



農業者年金加入推進強化月間中！



1月・2月は農業者年金加入推進強化月間です。農業者の老後生活の安定のため農業者年金の加入を推進しています。農業委員や農地利用最適化推進委員が、制度の案内のため戸別訪問を行っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

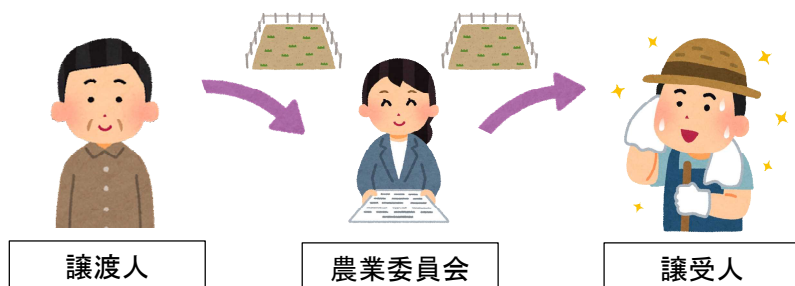
※農業者年金のご相談は、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は

農業委員会事務局 農地総務係 (TEL22-2111 内線 721) までお問い合わせください。

農用地あっせん情報

今月は該当する農地はありませんでしたので、あっせん事業について紹介します。

農地移動適正化によるあっせん事業



農業委員会が農用地等を「売りたい、買いたい」「借りたい、貸したい」という農家の間に立ってあっせんし、農業で自立しようとする農家に対し、農地の集積を進めることにより、経営の安定を図り、かつ、農地の流動化を促進するためのものです。

この事業を利用した場合には、税などの優遇措置があり、農家にとって有利で安心できる制度です。

1 あっせんの対象となる農地

農業振興地域内の農用地のほか農用地等とすることが適当な農地も含まれます。

2 あっせんの対象とならない農地

すでに買い手や借り手が決まっている農地や、農地の現況が荒廃化している、又は農地への接続道路がないなど耕作が困難な農地は対象となりません。

3 農地の売渡あっせん申し出を行えるのは所有者のみ

あっせんに出す農地の名義人が申出人以外や第三者（他人）名義、抵当権設定等が残されていると手続きを行えません。

4 農地あっせんの対象となる農家

あっせん農地の買い手となれる農家は

- ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 に限ります。
(借り手については、特に制限はありません。)

5 あっせん事業のメリット

譲渡人：農地を売った場合の所得税の計算にあたっては、その譲渡所得から800万円が控除されます。(譲渡所得が800万円に満たないときは、その金額)

譲受人：市が所有権移転の嘱託登記手続きを行うことから、行政書士や司法書士の方に支払う費用（経費）が不要（印紙税は別途必要）となり、登録免許税の税率軽減措置を受けることができます。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 振興係 Tel.22-2111（内線 722, 723）